クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 新旧対照表

令和2年12月1日作成

旧(9月18日策定版)	新(12月1日策定版)	備考
改定にあたって	(改定にあたって は全て削除)	
1 はじめに	1 はじめに	「二月末に」~「今回お示しす
二月末に出された「イベント自粛要請」は三ヶ月を超	本ガイドラインは、国の方針を踏まえ、	る」は削除
え、多くの実演家や楽団等のキャリア継続を困難にす		
る他、日本の音楽芸術全体に重大な損失を生じさせか		
ねない状況を生み出しています。		
今回お示しする ガイドラインは、国の方針を踏まえ、		
2 本ガイドラインの位置付け 第1段落目	2 本ガイドラインの位置付け 第1段落目	
クラシック音楽公演運営推進協議会として、クラシック	クラシック音楽公演運営推進協議会として、主としてプ	
音楽公演の開催における新型コロナウイルス感染症	ロフェッショナルの演奏者が行うクラシック音楽公演の	
予防対策として実施すべき基本的事項を整理し、今後の取組の表表に供するために作成した。	開催における新型コロナウイルス感染症予防対策として実施する。	
の取組の参考に供するために作成したものです。	て実施すべき基本的事項を整理し、今後の取組の参 考に供するために作成したものです。	
2 本ガイドラインの位置付け 第4段落目	2 本ガイドラインの位置付け 第4段落目	 「が活動を再開するかどうか
公演主催者が活動を再開するかどうかの判断にあ	公演主催者は、会場の所在する都道府県の知事から	の判断にあたって」を削除
たっては、会場の所在する都道府県の知事からの要	の要請等を踏まえ、施設管理者と公演主催者にて協	
請等を踏まえ、施設管理者と公演主催者にて協議を行		「慎重な判断を求めるととも
い、本ガイドラインが示す感染防止対策の対応がどの	がどの程度実施できるかを踏まえた慎重な判断を行っ	に」を「慎重な判断を行った上
程度実施できるかを踏まえた慎重な判断を求めるとと	た上で、クラシック音楽公演において感染者の発生や	で」に変更
もに、クラシック音楽公演において感染者の発生やクラスター等が生じないよう万全な取り組みを行っていく	クラスター等が生じないよう万全な取り組みを行ってい くことを求めます。	
ことを求めます。	、 こことがいみょ。	

めには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があります。	新(12月1日策定版) 2 本ガイドラインの位置付け 第7段落目 公演等の開催に当たって、この緩和措置を適用するためには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保されるとともに、本ガイドラインに基づく取り組みを行う旨ウェブサイト等で公表する必要があります。	備考
2 本ガイドラインの位置付け 第8段落目 なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変 更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における 動向や専門家の知見を踏まえ、必要に応じて適宜改 定を行うものといたします。	2 本ガイドラインの位置付け 第8段落目 なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変 更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における 動向や集団感染(クラスター)の発生状況、専門家の 知見を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとい たします。	
3 感染防止のための基本的な考え方 クラシック音楽公演の特徴として、歌唱や吹奏楽器 の演奏といった、感染を拡散するリスクを必ずしも排除 しきれない行動が、演奏上又は表現上の理由により不 可欠であることが挙げられます。 一方で、会場となるコンサートホールは	3 感染防止のための基本的な考え方 クラシック音楽公演の特徴として、歌唱や吹奏楽器 の演奏といった、感染を拡散するリスクを必ずしも排除 しきれない行動が、演奏上又は表現上の理由により不 可欠であることが挙げられます。 また、公演自体はもとより、練習・稽古等の段階やリ ハーサル、公演前後の控室・楽屋等においても、公演 関係者間で感染を拡散するリスクがあることから、感 染対策を徹底して行う必要があることも十分に認識す る必要があります。 一方で、会場となるコンサートホールは	
4/第1章/4. 入場時の対応 (3)入場時のチケット半券のもぎりはお客様で行っていただくよう周知する。可能であれば、主催者が目視で確認する方法も取り入れる。	4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (3) 入場の際に、お客様に検温のご協力をお願いする。平熱と比べて高い熱が確認された際には入場をお断りすること等を事前に周知する。 (4)入場時のチケット半券のもぎりはお客様で行っていただくよう周知する。可能であれば、主催者が目視で確認する方法も取り入れる。	
4/第2章/1. 基本的な感染予防対策 日常生活において出演者及びスタッフ等の感染予防 対策として、以下のことを徹底する。	4/第2章/1. 基本的な感染予防対策 日常生活において出演者及びスタッフ等の感染予防 対策として、以下のことを徹底する。また、これらの対 策については、本人のみならず、その同居する家族等 についても重要であることを周知する。	

旧(9月18日策定版)
4/第2章/1. 基本的な感染予防対策(9)
新型コロナウイルス感染症陽性とされた。
接触があった。
4ノ第2章ノ2.関係者との連携体制の構築

新(12月1日策定版)

備考 4/第2章/1. 基本的な感染予防対策(9) された者との濃厚 ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚 接触者として通知された。 4/第2章/2. 練習・稽古における感染予防対策 公演主催者は、練習・稽古の段階から感染対策を徹 底して行う必要があることを周知し、以下のことを徹底 する。 (1) 同時に多くの人が同一の場所を利用することの無 いように、使用人数全体を抑える。又は使用に際して 時間差をとるなどの対応を行い、密になることを避け る。 (2) 練習場・稽古場等は、原則として常時換気を行う。 (3) 声楽・合唱の練習中は、公演での対応に準じて適 切な対人距離を確保する。 (4) こまめな手洗い、手指の消毒をする。 (5) 機器や手すり・ドアノブ等の特定多数が触れやすい 場所の消毒を定期的に行う。 3.関係者との連携体制の構築 4ノ第2章ノ5.演目・プログラムの対策(3)公演形態にお ける感染予防対策 (3) 鍵盤樂器、管弦打楽器 ② 舞台上の演奏者の位置から客席最前列までの距 離について、舞台前方で管楽器の演奏を行う場合は 最低でも舞台から水平距離で2m以上の距離を置くよう 努める。 4ノ第2章ノ5.演目・プログラムの対策 (3) - 声楽 ①舞台から客席最前列までの距離について、最低でも①舞台から客席最前列までの距離について、最低でも |水平距離で2m以上の距離を置くよう努める。また、歌 唱位置から客席最前列までの距離について、水平距 ■離で最低でも3m以上の距離を置く。これらが困難な場

4ノ第2章ノ4.演目・プログラムの対策

- (3) 鍵盤樂器、管弦打楽器
- ② 舞台上の演奏者の位置から客席最前列までの距 |離について、最低でも舞台から水平距離で2m以上の 距離を置くよう努める。

4ノ第2章ノ4.演目・プログラムの対策

(3) · 声楽

水平距離で2m以上の距離を置くよう努める。また、歌 唱位置から客席最前列までの距離について、水平距 離で最低でも5m以上の距離を置く。これらが困難な場 |合には、アクリル遮蔽板の設置などの同等の効果を有 ||合には、アクリル遮蔽板の設置などの同等の効果を有 する措置に努める。

する措置を講ずる。

4ノ第2章ノ4.演目・プログラムの対策

- (3) · 声楽
- 低でも2m以上の距離を保持し、近距離で向かい合う スタイルや、体の動きを伴ったり移動しながら歌ったり する演出は避ける。

4ノ第2章ノ4.演目・プログラムの対策

- (3) · 声楽
- ③ 合唱については、適切な感染予防対策の在り方を は時宜を得た判断を要するものとする。

4ノ第2章ノ5.演目・プログラムの対策 (3) - 声楽

②複数の歌手が出演する公演ではすべての歌手は最 <a>②複数の歌手が出演する公演では、すべての歌手は 最低でも1m以上の距離を保持し、近距離で向かい合 うスタイルや、激しい体の動きを伴ったり移動しながら 歌ったりする演出は避ける。

4ノ第2章ノ5.演目・プログラムの対策

- (3) 声楽
- ③ 合唱が出演する公演では、概ね60名以下の歌手が |関係者にて引き続き協議を行うこととし、開催について <mark>|原則として同一方向を向き、演奏途中で移動しないこ</mark> とを前提に、列の間が最低でも1mの市松模様状※1と なるよう編成する。これらが困難な場合には、マスクの 着用等と、それらに応じた適切な対人距離※2を確保 するなどの同等の効果を有する措置を講ずる。
 - ※1 結果として、歌手間の距離は、概ね前後2m、左 右1mとなる。
 - ※2 歌手間の距離は、マスク着用の場合は概ね前後 1m、左右50cm、フェイスシールド又はマウスシールド 着用の場合は概ね前後1m、左右1mとする必要があ
 - ④ 声楽に伴う飛沫の飛散は、舞台上の換気の状況や 湿度・温度等によりリスクが高まる可能性があることを 十分に認識し、適切な換気※3を行うとともに、医療の 専門家の助言を受けて、総合的な対策を講ずるよう努 める。
 - ※3 二酸化炭素濃度1,000ppm以下を維持することが 見込まれ、二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準の 維持が確認できること(機械換気設備による換気量が 30㎡/時以上に設定されており、当該換気量が実際に 確保されている場合はこの限りではない。)。

	旧(9月18日策定版
ノ第2章ノ4.演目]・プログラムの対策
3)・ オペラ等 <i>の</i>)総合舞台芸術

新(12月1日策定版)

備考

100万1000米之版/	初(亿万)口水足版)	I/HI 77
4ノ第2章ノ4.演目・プログラムの対策	4/第2章/ <u>5.</u> 演目・プログラムの対策	
(3)・オペラ等の総合舞台芸術	(3)・オペラ等の総合舞台芸術	
①オペラ等の大規模公演については、適切な感染予	①オペラ等の大規模公演については、上記の器楽の	
防対策の在り方を関係者にて引き続き協議を行うこと	対策及び声楽の対策を基本とし、演出上の工夫(歌手	
とし、開催については時宜を得た判断を要するものと	間の距離や歌唱方向、装置や衣装の工夫等) や舞台	
する。	上の換気の確保に一層留意するなど、複数の手法を	
	組み合わせて総合的な感染対策を講ずる。	
4/第2章/5. リハーサル、公演時の舞台上での対策	4/第2章/6. リハーサル、公演時の舞台上での対策	
(5) 舞台上でのセッティングにあたっては、舞台から観	(5) 舞台上でのセッティングにあたっては、演者が発声	
客との間隔を水平距離で2m以上とる。演奏形態によっ		
では2m以上の距離を確保する等、芸術表現上又は演	合は舞台から観客との間隔を水平距離で2m以上と	
奏上難しい場合は使用する客席の位置を舞台から十	る。演奏形態によっては2m以上の距離を確保する等、	
	る。 演奏が恐にようでは には	
万 祗 9 。		
	位置を舞台から十分離す。	
4/第2章/6. 舞台裏、控室・楽屋等での対策	4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策	「、稽古場等」は削除
舞台裏、控室・楽屋、稽古場等の利用については不	舞台裏、控室・楽屋の利用については不特定多数が	V 12 12 12 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行うと	触れやすい場所の消毒を定期的に行うと共に原則とし	
共に定期的な換気を心がけ、必要に応じて扇風機、	て換気を行い、必要に応じて扇風機、サーキュレー	
	ターによる換気を行うと共に、扉や窓等を解放し外気を	
	取り入れる等、実効的な換気量(20㎡/時以上)を保持	
	できるように努める他、接触を抑制する観点から、次の	
点から、次のような行動に努める。	ような行動に努める。	
点から、久のみでは11到に方のる。	み /み11 判に方切る。	